審査基準(公表用)

様式第3号

接換 大会名 肥料取締法 法令番号 昭和 25 年法律第 127 号 手続名 事故肥料の譲渡許可(他の部、課に属しないもの) 根拠条項 第 7 条 申請書の記載事項が政令第 3 条に規定されている項目であり、かつ、その内容が適正であると認めた場合、事故肥料の譲渡を許る。 査 基 準 単版						(<i>-</i>					12	11-12-12-	_
手続名 事故肥料の譲渡許可(他の部、課に属しないもの) 根拠条項 第7条 申請書の記載事項が政令第3条に規定されている項目であり、かつ、その内容が適正であると認めた場合、事故肥料の譲渡を許る。 受付 同芸理 処理 同芸理 交付 同芸理 様準処理期間 30日 目次										<u>所管部(月</u>)・課	農林	<u>水産部</u>	<u> </u>	
申請書の記載事項が政令第3条に規定されている項目であり、かつ、その内容が適正であると認めた場合、事故肥料の譲渡を許る。 基	法令名		肥料取締法					>	去令番号	昭和 25	年法律第	127 号			
審 る。 査 基準 準 グ付 属 共興 標準処理期間 30 日 目次	手続名		事故肥料の譲渡	許可(他の部、課に	属しなり	いもの)		相	艮拠条項	第7条					
	査 基 準	ప .		第3条に規定されて		目であり、	かつ、							譲渡を許	ः ज उ
	機関	→・園芸課	機関	園芸課	機関	園芸課	③芸課						- //		